

甲府市農業委員会 3月定例総会議事録

1. 日 時 令和2年3月30日（月曜日）午後1時00分から午後2時10分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（18名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛
13番 末木 瑞夫 14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 17番 山本 一

【最適化推進委員】

1番 植田 泰 2番 山本 光信 3番 平澤 友良 4番 望月 典雄
5番 埴原 久徳 6番 柳澤 榮 7番 萩原 靖彦 8番 萩原 斉
9番 越石 和昭 10番 市村 秀俊 11番 向山 章夫 12番 齊藤 藤雄
13番 佐々木 茂隆 14番 渡邊 初男 15番 塚田 泰英 16番 佐野 勝紀
17番 米山 伸一 18番 深田 喜徳 19番 小澤 博

4. 欠席委員（1名）

【農業委員】

16番 小林 雅宗

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係長 齊藤 欣也
係長 佐野 慶一
主事 一ノ瀬 匠
振興係 係長 牧野 公治
主任 丸山 由香
技師 井上 健洋

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
議案第5号 令和2年4月告示分農用地利用集積計画について
議案第6号 令和2年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）について
議案第7号 令和2年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第5号 競・公売適格証明について（市街化区域届出）
報告第6号 農用地利用集積計画の解約について
報告第7号 令和2年度農業委員会定例総会日程について
報告第8号 令和2年度農地調査日程について

午後1時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和2年3月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中18名が出席し、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会3月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

まず始めに、3月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により12番の花形満寛委員と、13番の末木瑞夫委員のお二人にお願いしたいと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 2 番の案件は玉諸地区ですので、田中委員よりお願いします。

○玉諸地区委員（田中委員）

田中です。事情については事務局の説明通りで、付け加えることはありません。○○○へ引き継ぐということで、特に問題はありません。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 3 番の案件は中道南地区ですので、柿嶋職務代理よりお願いします。

○中道南地区委員（柿嶋職務代理）

先ほど事務局から説明がありました。譲渡人と、譲受人はそれぞれ旧中道町内で、立地条件として、譲受人の方が当該土地から近距離であり、譲渡人の方が離れています。さらに、譲渡人には○○○○○○○ということ将来的に土地を耕作放棄地にしたいという考え方の下から、近距離の譲渡人に耕作していただきたいというお互いの意向がマッチしまして今回の有償移転という形になりました。よろしく願いいたします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひとつおり地元委員からの説明がありました。それでは質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特に意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 1 号の農地法第 3 条による許可申請に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただいたので、議案第 1 号については決定し、許可書の交付をして参ります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の 4 条許可申請は 2 件でございます。議案書 3 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。和戸西交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面は宅地、南面、西面、北面は学校用地となっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。申請人は、昭和○○年頃より、申請者が○○○○として転用していたことから、今回始末書添付による申請となります。

続きまして、議案書 2 番、地図は 2 ページの 4 条No.2 をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。大里小学校入口交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は農地、南面、北面は宅地、西面は道路となっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。申請人は、近隣住民並びに、近隣企業より〇〇〇が不足しているため、〇〇〇〇にしてほしいとの要請があったため、申請地を〇〇〇〇〇〇〇〇として転用したいとのことです。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりましたので、地元委員から補足説明をお願いしたいと思います。1 番の案件は甲運地区ですので、森委員よりお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

1 番の案件については、この方は〇〇〇〇〇〇に入っていて、あとの農地を〇〇に任せるとのことです。あとは、事務局の説明通りで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに 2 番の案件は大里地区ですので、菊島委員よりお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

菊島です。この案件の周りの方から要請があり、〇〇〇にしたいとのことです。〇〇〇にしても、周りに迷惑のかかる条件ではありませんので説明のあった通りです。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。地元委員からの補足説明がありました。それでは質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別ないようですので、採決をいたします。議案第 2 号の農地法第 4 条の規定による許可申請に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきました。議案 2 号については決定し、全て 1,000 ㎡未満以上の案件となりますので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第 3 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

説明に先立ちまして、訂正がございます。議案書 5 ページ 5 番、こちらは開発が関係する案件となります。謹んでお詫び申し上げます。今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 6 件、賃貸借が 1 件となります。議案書 4 ページの 1 番、地図は 3 ページの 5

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに6番、7番の案件は大里地区ですので、菊島委員より説明をお願いします。

○大里地区委員（菊島委員）

6番、7番の案件ですが、同じ業者が扱っていきまして、〇〇〇〇ということです。周りにも影響がないということで、事務局の説明通りで、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。ひととおり地元委員から補足説明をいただきました。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

ご意見等ないようですので、それでは、ここで採決をさせていただきます。

議案第3号の農地法第5条の案件に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきました。議案3号の案件のうち、1番、2番、4番、5番の案件については1,000㎡未満の案件ですので、許可書の交付をしております。それ以外の案件は1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

つぎに、議案第4号は農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

議案書の7ページ、8ページをご覧ください。農地法第3条では、農地の権利を取得しようとする者が、その取得後において耕作すべき農地の面積の合計が、北海道を除く都府県では50aに達しない場合は、政令で定める相当の事由がある場合を除き、許可することができないことになっています。ただし、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が面積を定め、公示したときは下限面積を変更できることになっています。

下限面積の設定基準については、農地法施行規則第17条に規定されており、「別段の面積」というのがイコール「下限面積」となります。規定されている基準としましては、第1項第1号において「自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域を設定区域であること」となっており、甲府市では、「旧能泉村・宮本村の区域」、「旧上九一色村の区域」、「それ以外の区域」という3つの区域を設定しています。また、第1項第3号では「設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地等を耕作又は養畜の事業に供しているものの数が、当該設定区域内において農

地等を耕作又は養畜の事業に供しているものの総数のおおむね 100 分の 40 を下らないように算定されるもの」となっております。各農家の経営面積を 10 a 毎に分類して低い方から累計していき、区域内の総農家の 40%に達したところを下限面積に設定するということとなります。農家を農地面積別で把握するための数字は、農林水産省が 5 年ごとに行っている農林業センサスという統計調査の結果を使用しており、最新では 2020 年に実施されましたが、調査結果は未発表となっております。甲府市では、この統計調査結果及び基準によりまして、直近では平成 24 年 2 月の総会において旧能泉・宮本・上九一色村の区域では 20 a を、その他の区域では 30 a を下限面積に変更することを決定し、平成 24 年 4 月から運用しています。この下限面積の設定又は修正の必要性については、毎年農業委員会で審議することとなっております。前述の農林業センサスの調査は 5 年ごとに行われておりまして、発表されている最新統計は 2015 年ですから区域内の総農家の 40%に達する面積は、現在設定しております下限面積と変更がございません。

事務局といたしましては、新規就農者等による農地利用の促進が必要であると考えますが、安易な下限面積の引き下げは小規模農家の増加をもたらし、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがあると思われまます。また旧能泉・宮本村の区域や旧上九一色村の区域においても、これ以上の下限面積の引き下げがこの地区の就農促進に繋がるとは考えにくいと判断します。以上により、令和 2 年 4 月から旧能泉村・宮本村の区域及び旧上九一色村の区域については 20 a、それ以外の区域については 30 a という現行の基準をそれぞれ据え置くことを事務局案として提案いたします。以上でございます。

○議長（西名会長）

ただいま、農地法第 3 条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について事務局から事細かに法律に基づいて、あるいは 2014 年農林業センサスの結果を踏まえた中で、旧上九一色村、旧能泉村、旧宮本村は 20 a、それ以外の地域は 30 a の面積で、下限面積の変更は行わずという原案です。皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

平成 24 年からこの形で推移しております。この間、農業委員会の総会でも別段面積を下げるという議論もされてこなかったと記憶しております。中山間地へ移住される方の対策は何かないかと話題には上がりましたが、基本的な農業経営、あるいは農業振興に携わる皆さんの下限面積については、この位の面積を持った資格者が、農地を活用できる、あるいは守っていけるという判断で事務局案として示したものです。

いかがでしょうか。菊島委員どうぞ。

○大里地区委員（菊島委員）

最低 30 a ということですが、新規就農者が農地を買いたい場合、最低 30 a の農地を買わないと、農地を買えないということですか。

○事務局（青木事務局長）

農地法 3 条でやる場合、経営面積が 30 a ということで、例えば 10 a 買いたい場合には、20 a 別のところから借りて 30 a 経営するというのであれば大丈夫です。ただし、下限面積を下回る場合でも大丈夫な場合があります。例えばハウスを利用して野菜やイチゴなどの果樹を作る場合、集約的農業に該当し、農業経営が成り立つという場合であれば 30 a を下回っても大丈夫ということになっています。ちなみに、農地銀行の場合でも購入できるのですが、その場合、50 a の経営がなければ、購入できません。

○議長（西名会長）

他にいかがでしょうか。土屋委員どうぞ。

○中道北地区委員（土屋正人委員）

農業者の定義として、30 a 耕作しているということでもいいですか。農業者であるから、売り買いできるという解釈でもいいですか。

○事務局（青木事務局長）

30 a の農業者というのは、農地を借りたり、買ったりすることができる農業者の定義が 30 a 耕作しているということです。一般的な農業者というのは、農業に従事していれば農業者とみなされます。具体的に言うと甲府市の農家台帳に耕作日数が登録されている人が農業者となります。

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。他に、いかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、他にないようですので、採決をさせていただきます。

農地法第 3 条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案 4 号につきましては、決定してまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 9 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。10 ページからは令和 2 年 2 月 13 日から令和 2 年 3 月 16 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付

す。また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の加工を手掛けています。今回、〇〇〇〇〇〇〇より農地について紹介を受けて借りることになりました。

以上、全ての案件の借り手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書は30ページをご覧ください。今月は6件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上案件について説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局から、ひと通り説明が終わりました。ここで、所有権移転や新規就農者及び法人などが関係する案件若しくは特殊な案件について、地元委員から、説明をいただくこととしております。それでは、利用権設定の5番の案件について、中道南地区の長田委員から補足説明をお願いします。

○中道南地区委員（長田委員）

それでは、22ページの5番を見てください。借り手については昨年〇月に、私が住んでいる地域の空き家に引っ越してきました。今年の〇月まで研修期間ということで研修をしていましたが、〇月に研修が終わったということで、いよいよ自分で農地を借りて耕作をしていくということです。性格は明るく、人付き合いも良く、私の地域は田舎ですが、自分から消防団にも入れてほしいと、地域行事にも積極的に参加しており、地域の方々とも交流がうまくいっています。当然、今月から農業も一生懸命やっています。農地銀行経由で借りたいと、農地も積極的に探しています。今回、初めての案件ですが、今後も農地銀行経由で上がってくると思いますが、よろしく願います。地域の方でも何ら問題ありませんので、ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。大変頼もしい新規就農者の誕生でありますし、地元甲府市の法人から独立したということで、大変理想的なケースだと思います。つぎに、利用権設定の11番の案件について、中道北地区の土屋三千雄委員から補足説明をお願いします。

○中道北地区委員（土屋三千雄委員）

11番の案件ですが、事務局から説明があった通りです。申請書に不手際があり、何度か出し直しをしました。よろしくご審議をお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。ひと通り補足説明をいただきましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。
議案第 5 号利用券設定について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 5 号は決定させていただきます。また、報告第 6 号については、報告事項ですのでご了承をお願いします。

つぎに、議案第 6 号「令和 2 年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）」、議案第 7 号「令和 2 年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）」についてでございます。また関連がありますので報告第 7 号、8 号も併せて、説明して下さい。

※ ※ ※ <事務局から説明> ※ ※ ※

○事務局（斉藤係長）

基本目標ならびに事業計画については、1 月 15 日に西名会長、柿嶋職務代理、事務局職員により、検討会を開催し、素案に修正を加えました。また、2 月 12 日には、運営委員会を南公民館で開催し、承認を得ましたので、本日の 3 月定例総会に議案として提出いたしました。それでは、別紙、議案第 6 号令和 2 年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）をご覧ください。本来であれば、朗読にて提案にかえさせていただきたいところですが、本日はこの後、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催することになっておりますので、変わったところのみご説明いたします。

《 議案第 6 号『令和 2 年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）』 説明 》

《 議案第 7 号『令和 2 年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）』 説明 》

《 報告第 9 号『平成 31 年度甲府市農業委員会定例総会日程』 説明 》

《 報告第 10 号『平成 31 年度農地調査日程』 説明 》

○議長（西名会長）

事務局から令和 2 年度農業委員会活動基本目標（案）、年間事業計画（案）、総会日程、各地区の農地調査の日程ということで報告等と示されました。また、内容については、変わったところのみ係長から説明がありました。我々の活動計画につきましては、農業委員会のみならず、農政課と地元の J A と三者が一体となって進めて初めて効果が出るものと思っております。甲府市の方では農業振興計画を樹立していただいております。現在、稼げる農業を目指すということで、プロフェーマー 2 名の方の申請をいただき、審査も終わり決定されるものと思います。この 2 名は地元でも地域のリーダーとして頑張っていただいている方です。また、今朝の新聞にもあった Iot を使って、山城のイチゴ農家のハウスに気象情報や作物の生育状況を全てデータ化する装置を 2 か所に付けてこれを集計し、スマートフォン等を通じて農業者や、新規就農者にも情報提供や情報共有をしながら農業振興や技術のアップに役立つ内容の活動も始まっております。我々農業委員会の使命でもあります、農地を守り、荒廃農地をなくし、

新規就農者を育てるという大きな目標、人農地プランの作成という問題についても、この活動基本目標、事業計画を通じて1歩でも2歩でも令和2年度、前に進めていこうと考えています。このような内容について、皆様からご意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、この両方とも、執行部や運営委員会の皆様にも大変ご協議をいただいております。そんなことで、皆様の思いがこの中に凝縮されているものと思いますので、ご承認をいただける方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただいたので、このような形で令和2年度の農業委員会の活動を進めてまいります。

以上で本日予定をしている全ての審議が終了となりますが、議案以外で皆様の方から何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして3月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時10分 閉会